資料4

令和2年7月10日

「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」条文比較表(素案)

	歴の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)		情胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する ・(平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精服	巫の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
٤	受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関す	٤	ト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に	٤	ト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関す	
る倫理指針	t	関する倫理	里指針	る倫理指針	il	
目次		目次		目次		
第1章	総則	第1章	総則	第1章	総則	
第 1	目的	第 1	目的	第 1	目的	
第3	定義	第 2	定義	第2	定義	
第2	適用範囲	第3	研究の要件	<u>第3</u>	研究の要件	
		第 4	ヒト受精胚に対する配慮	第4	ヒト受精胚に対する配慮	
第2章	配偶子の <u>入手</u>	第2章	ヒト受精胚の <u>取扱い等</u>	第2章	配偶子 <u>及びヒト受精胚</u> の <u>取扱い等</u>	
第 1	配偶子の入手	第 1	ヒト受精胚の入手	第 1	配偶子の入手	
				第2	<u>提供を受けることができる卵子</u>	
	ヒト受精胚の取扱い					
<u>第 1</u>	作成の制限				作成の制限	
第2	取扱期間	第 2	取扱期間	第4	取扱期間	
第3	胎内への移植等の禁止	第3	胎内への移植等の禁止		胎内への移植等の禁止	
第 4	他の機関への移送	第 4	他の機関への移送	第6	他の機関への移送	
第5	研究終了時の廃棄	第 5	研究終了時等の廃棄		研究終了時等の廃棄	
第2章	配偶子の入手	第3章	インフォームド・コンセントの手続等	第3章	<u>インフォームド・コンセントの手続等</u>	
第2	インフォームド・コンセント	第 1	インフォームド・コンセント	<u>第 1</u>	インフォームド・コンセント	
		第 2	<u>提供者への配慮等</u>			
		第3	インフォームド・コンセントに係る説明		インフォームド・コンセントに係る説明	
					医療の過程にある提供者からの卵子の提供	
		第 4	説明書等の交付等		説明書等の交付等	
			<u>インフォームド・コンセントの撤回</u>	第5	<u>インフォームド・コンセントの撤回</u>	
			ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コ			
		_	レセントの確認			
	研究の体制	1	研究の体制		研究の体制	
	研究機関	第 1	研究機関	第 1	研究機関	
	ヒト受精胚の取扱い					
第 1	作成の制限					

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
第4章 研究の体制 第2 提供機関 第3 研究機関と提供機関が同一である場合における当該機関の長等の要件 第5章 研究の手続 第1 研究計画の実施 第2 研究計画の変更 第3 研究の進行状況の報告 第4 研究の終了 第5 個人情報の保護 第6章 雑則 第1 指針不適合の公表 第2 見直し 第3 施行期日	第2 提供機関 第3 研究機関と提供機関が同一である場合の要件 第5章 研究の手続 第1 研究計画の実施 第2 研究計画の変更 第3 研究の進行状況の報告 第4 研究の終了 第5 個人情報の保護 第6 遺伝情報の取扱い 第7 研究成果の公開等 第6章 雑則 第1 指針不適合の公表 第2 見直し	第2 提供機関 第3 研究機関と提供機関が同一である場合の要件 第5章 研究の手続 第1 研究計画の実施 第2 研究計画の変更 第3 研究の進行状況の報告 第4 研究の終了 第5 個人情報の保護 第6 遺伝情報の取扱い 第7 研究成果の公開等 第6章 雑則 第1 指針不適合の公表 第2 見直し	
第1章 総則 第1 目的 この指針は、生殖補助医療の向上に資する研究の重要性を踏まえつつ、生殖補助医療の向上に資する研究 のうち、ヒト受精胚の作成を行うものについて、ヒト 受精胚の尊重その他の倫理的観点から、当該研究に携 わる者が遵守すべき事項を定めることにより、その適 正な実施を図ることを目的とする。	第1章 総則 第1 目的 この指針は、ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる基礎的研究(第4章第1の1の(1)の①及び②、3の(1)の②並びに4の(5)の①のイの(ii)を除き、以下「研究」という。)について、ヒト受精胚の尊重、遺伝情報への影響その他の倫理的な観点から、当該研究に携わる者が遵守すべき事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。	要性を踏まえつつ、 <u>ヒト受精胚の作成を行う</u> 生殖補助 医療の向上に資する <u>基礎的</u> 研究 <u>(遺伝情報改変技術等</u> <u>を用いるものを含む。以下「研究」という。)</u> につい	資料2:4ページ
第3 定義 この指針において、次に掲げる用語の定義は、それ ぞれ次のとおりとする。	第2 定義 この指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。 (1) 遺伝情報改変技術等 ゲノム編集技術その他の核酸を操作する技術をいう。	ぞれ次のとおりとする。 (1) 遺伝情報改変技術等	資料2:5~10ページ

ト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
	(2) 遺伝情報	<u>(2</u>) 遺伝情報	
	研究の過程を通じて得られ、又は既にヒト受精	<u>研究の過程を通じて得られ、又は既にヒト受精</u>	
	胚に付随している子孫に受け継がれ得る情報で、	胚に付随している子孫に受け継がれ得る情報で、	
	遺伝的特徴及び体質を示すものをいう。	遺伝的特徴及び体質を示すものをいう。	
<u>(1)</u> 配偶子		(3) 配偶子	
ヒトの卵子又は精子をいう。		ヒトの卵子又は精子をいう。	
	(3) ヒト受精胚	<u>(4)</u> <u>ヒト受精胚</u>	
	ヒトの精子とヒトの未受精卵との受精により生	ヒトの精子とヒトの未受精卵との受精により生	
	ずる胚(当該胚が一回以上分割されることにより	ずる胚(当該胚が一回以上分割されることにより	
	順次生ずるそれぞれの胚であって、ヒト胚分割胚	<u>順次生ずるそれぞれの胚であって、ヒト胚分割胚</u>	
	でないものを含む。)をいう。	<u>でないものを含む。)をいう。</u>	
(2) 提供者	(4) 提供者	<u>(5)</u> 提供者	
研究に用いる配偶子の提供者をいう。	生殖補助医療に用いる目的で作成されたヒト受	研究に用いる配偶子の提供者をいう。	
	精胚のうち、当該目的に用いる予定がないヒト受		
	精胚を提供した夫婦(婚姻の届出をしていないが		
	事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びインフ		
	ォームド・コンセントを受ける時点において既に		
	離婚(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係		
	と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同		
	様の事情に入ることを含む。)した者を含む。以下		
	同じ。)をいう。ただし、インフォームド・コンセ		
	ントを受ける時点において夫婦の一方が既に死亡		
	している場合は生存配偶者をいう。		
(<u>3</u>) インフォームド・コンセント	(5) インフォームド・コンセント	<u>(6)</u> インフォームド・コンセント	
提供者が、研究者等から事前に研究に関する十	提供者が、研究者等から事前に研究に関する十	提供者が、研究者等から事前に研究に関する十	
分な説明を受け、当該研究の意義、目的及び方法	分な説明を受け、当該研究の意義、目的及び方法並	分な説明を受け、当該研究の意義、目的及び方法	
並びに予測される結果及び不利益等を理解した上	びに予測される結果及び不利益等を理解した上	並びに予測される結果及び不利益等を理解した上	
で、自由意思に基づいて与える配偶子の提供及び	で、自由 <u>な</u> 意思に基づいて与えるヒト受精胚の提	で、自由 <u>な</u> 意思に基づいて与える配偶子の提供及	
その取扱いに関する同意をいう。	供及びその取扱いに関する同意をいう。	びその取扱いに関する同意をいう。	
<u>(4)</u> 研究機関	(6) 研究機関	<u>(7)</u> 研究機関	
提供を受けた配偶子を用いて研究を実施する機	<u>提供者から</u> 提供を受けたヒト受精胚を用いて研	<u>提供者から</u> 提供を受けた配偶子を用いて研究を	
関をいう。	究を実施する機関をいう。 <u>なお、複数の機関におい</u>	実施する機関をいう。 <u>なお、複数の機関において共</u>	
	て共同で研究を行う場合には、それぞれの機関を	同で研究を行う場合には、それぞれの機関をいう。	
	<u>เงวิ。</u>		

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)

ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針(平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)

備考

<u>(5)</u> 提供機関

提供者から研究に用いる配偶子の提供を受ける 機関をいう。

(6) 研究責任者

研究機関において、研究を遂行するとともに、 当該研究に係る業務を統括する者をいう。

(7) 研究実施者

研究機関において、研究責任者の指示を受け、 研究に携わる者をいう。

(8) 組織の代表者等

提供機関を有する法人の代表者及び行政機関の長等の事業者及び組織の代表者をいう。

(9) 倫理審查委員会

研究の実施、継続又は変更の適否その他の研究に関し必要な事項について、倫理的及び科学的観点から審議するため、研究機関又は提供機関の長の諮問機関として各々の機関に置かれた合議制の機関をいう。

(10) 個人情報

生存する個人<u>の提供者</u>に関する情報であって、 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以により提供者を識別することができることができる。)により提供者を識別することができることとなるものを含む。なお、死者に係る情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該生存する個人の提供者に係る個人情報となる。

(7) 提供機関

提供者から研究に用いるヒト受精胚の提供を受ける機関をいう。

(8) 研究責任者

研究機関において、研究を遂行するとともに、 当該研究に係る業務を統括する者をいう。

(9) 研究実施者

研究機関において、研究責任者の指示を受け、 研究に携わる者をいう。

(10) 倫理審査委員会

研究の実施、継続又は変更の適否その他の研究に関し必要な事項について、倫理的及び科学的な 観点から審査等を行うために設置された合議制の 機関をいう。

(11) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。(12<u>の</u>②において同じ。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により提供者を識別することができるもの(他の情報と照合することができることとなるものを含む。なお、死者に係る情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合にあっては、当該生存する個人に係る個人情報となる。)

(8) 提供機関

提供者から研究に用いる配偶子の提供を受ける 機関をいう。

(9) 研究責任者

研究機関において、研究を遂行するとともに、 当該研究に係る業務を統括する者をいう。

(10) 研究実施者

研究機関において、研究責任者の指示を受け、 研究に携わる者をいう。

(11) 倫理審査委員会

研究の実施、継続又は変更の適否その他の研究に関し必要な事項について、倫理的及び科学的<u>な</u>観点から審査等を行うために設置された合議制の機関をいう。

(12) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式録をいう。)に記載され、若しくは記録され、一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。かできるもの(他の情報と照合することができることとができるもの(他の情報と既合することができることとなるものを含む。なお、死者に係る情報が同時には、当該生存する個人の提供者に係る個人情報となる。

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)

ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針(平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)

備考

② 個人識別符号が含まれるもの

(11) 個人識別符号

次に掲げるいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)その他の法令に定めるものをいう。

- ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- ② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(12) 匿名化

提供を受けた配偶子に付随する個人情報から特定の個人を識別することができることとなる記述等(個人識別符号を含む。)の全部又は一部を削除すること(当該記述等の全部又は一部を当該特定の個人と関わりのない記述等に置き換えることを含む。)をいう。

(13) 対応表

匿名化された情報から、必要な場合に提供者を 識別することができるよう、当該提供者と匿名化 の際に置き換えられた記述等とを照合することが できるようにする表その他これに類するものをい う。 ② 個人識別符号が含まれるもの

(12) 個人識別符号

次に掲げるいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)その他の法令に定めるものをいう。

- ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- ② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(13) 匿名化

提供者から提供を受けたヒト受精胚に付随する個人情報<u>に含まれる</u>記述等(個人識別符号を含む。)の全部又は一部を削除すること(当該記述等の全部又は一部を当該特定の個人と関わりのない記述等に置き換えることを含む。)をいう。

(14) 対応表

匿名化された情報から、必要な場合に提供者を 識別することができるよう、当該提供者と匿名化 の際に置き換えられた記述等とを照合することが できるようにする表その他これに類するものをい う。

② 個人識別符号が含まれるもの

(13) 個人識別符号

次に掲げるいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する 法律施行令(平成15年政令第507号)その他の 法令に定めるものをいう。

- ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- ② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に 販売される商品の購入に関し割り当てられ、又 は個人に発行されるカードその他の書類に記載 され、若しくは電磁的方式により記録された文 字、番号、記号その他の符号であって、その利 用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに 異なるものとなるように割り当てられ、又は記 載され、若しくは記録されることにより、特定 の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を 識別することができるもの

(14) 匿名化

提供者から提供を受けた配偶子に付随する個人情報に含まれる記述等(個人識別符号を含む。)の全部又は一部を削除すること(当該記述等の全部又は一部を当該特定の個人と関わりのない記述等に置き換えることを含む。)をいう。

(15) 対応表

匿名化された情報から、必要な場合に提供者を 識別することができるよう、当該提供者と匿名化 の際に置き換えられた記述等とを照合することが できるようにする表その他これに類するものをい う。

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
第2 適用範囲	第3 研究の要件 研究は、当分の間、胚の発生及び発育並びに着床に 関する <u>もの</u> 、ヒト受精胚の保存技術の向上に関する <u>も</u> <u>の</u> その他の生殖補助医療の向上に資する <u>ものに限るも</u> <u>の</u> とする。	第3 研究の要件 研究は、受精、胚の発生及び発育並びに着床に関する <u>もの</u> 、配偶子及びヒト受精胚の保存技術の向上に関する <u>もの</u> その他の生殖補助医療の向上に資する <u>ものに</u> 限るものとする。	資料2:11~12ページ
	第4 ヒト受精胚に対する配慮 ヒト受精胚を取り扱う者は、ヒト受精胚が人の生命 の萌芽であることに配慮し、人の尊厳を侵すことのないよう、誠実かつ慎重にヒト受精胚を取り扱うものと する。	第4 ヒト受精胚に対する配慮 ヒト受精胚を取り扱う者は、ヒト受精胚が人の生命 の萌芽であることに配慮し、人の尊厳を侵すことのな いよう、誠実かつ慎重にヒト受精胚を取り扱うものと する。	資料2:13ページ
第2章 配偶子の入手 第1 配偶子の入手	第2章 ヒト受精胚の取扱い等 第1 ヒト受精胚の入手 研究の用に供されるヒト受精胚は、次に掲げる要件 を満たすものに限り、提供を受けることができるもの とする。 (1) 生殖補助医療に用いる目的で作成されたヒト受 精胚であって、当該目的に用いる予定がないもの のうち、提供者による当該ヒト受精胚を滅失させ ることについての意思が確認されているものであ ること。	 第2章 配偶子及びヒト受精胚の取扱い等 第1 配偶子の入手 研究の用に供される配偶子は、次に掲げる要件を満たすものに限り、提供を受けることができるものとする。 	資料2:14~21ページ
1 基本原則 (1) 提供者については、十分な同意能力を有する者 に限るものとし、未成年者その他の同意能力を欠 く者から配偶子の提供を受けてはならない。	(2) 研究に用いることについて、提供者から適切な インフォームド・コンセントを受けたことが確認 されているものであること。 (3) 凍結保存されているものであること。 (4) 受精後14日以内(凍結保存されている期間を除	(1) 研究に用いることについて、提供者から適切なインフォームド・コンセントを受けたことが確認されているものであること。ただし、未成年者その他のインフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される者に配偶子の提供を依頼しないこと。	
(2) 配偶子の提供は、提供に伴って発生する実費相 当額を除き、無償とするものとする。	く。)のものであること。 (5) 必要な経費を除き、無償で提供されたものであること。	(2) 必要な経費を除き、無償で提供されたものであること。	

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
2 提供を受けることができる卵子 卵子は、当分の間、次のいずれかに掲げるものに限り、提供を受けることができるものとする。 (1) 生殖補助医療(将来の生殖補助医療を含む。) に用いる目的で凍結保存されていた卵子であって、生殖補助医療に用いられなくなったもの。 (2) 非凍結の卵子であって、次に掲げるもの。 (1) 生殖補助医療に用いた卵子のうち、受精しなかったもの (2) 生殖補助医療に用いる目的で採取された卵子であって、次に掲げるもの イ 形態学的な異常等の理由により、結果的に生殖補助医療に用いることができない卵子ローイ以外の卵子であって、提供者から研究に提供する旨の自発的な申出があったもの (3) 疾患の治療等のため摘出された卵巣(その切片を含む。)から採取された卵子であって、生殖補助医療に用いる予定がないもの		第2 提供を受けることができる卵子 卵子は、当分の間、次のいずれかに掲げるものに限り、提供を受けることができるものとする。 (1) 生殖補助医療(将来の生殖補助医療を含む。)に用いる目的で凍結保存されていた卵子であって、生殖補助医療に用いられなくなったもの。 (2) 非凍結の卵子であって、次に掲げるもの。 ① 生殖補助医療に用いた卵子のうち、受精しなかったもの ② 生殖補助医療に用いる目的で採取された卵子であって、次に掲げるものイ形態学的な異常等の理由により、結果的に生殖補助医療に用いることができない卵子ロイ以外の卵子であって、提供者から研究に提供する旨の自発的な申出があったもの ③ 疾患の治療等のため摘出された卵巣(その切片を含む。)から採取された卵子であって、生殖補助医療に用いる予定がないもの	
(第3章 ヒト受精胚の取扱い) 第1 作成の制限 ヒト受精胚の作成は、研究の実施のために必要かつ 最小限のものに限る。		第3作成の制限ヒト受精胚の作成は、研究の実施のために必要かつ最小限のものに限る	資料2:29ページ
(第3章 ヒト受精胚の取扱い) 第2 取扱期間 作成されたヒト受精胚は、原始線条が現れるまでの 期間に限り、取り扱うことができる。ただし、ヒト受 精胚を作成した日から起算して14日を経過する日まで の期間内に原始線条が現れないヒト受精胚について は、14 日を経過する日以後は、取り扱わないことと する。なお、ヒト受精胚を凍結保存する場合には、当 該凍結保存期間は、取扱期間に算入しないものとす る。	第2 取扱期間 ヒト受精胚は、原始線条が現れるまでの期間に限り、 取り扱うことができる。ただし、受精後14日を経過する日までの期間内に原始線条が現れないヒト受精胚に ついては、14日を経過した日以後は、取り扱わないこととする。なお、ヒト受精胚を凍結保存する場合には、 当該凍結保存期間は、取扱期間に算入しないものとする。	第4 取扱期間 作成したヒト受精胚は、原始線条が現れるまでの期間に限り、取り扱うことができる。ただし、ヒト受精胚を作成した日から起算して14日を経過する日までの期間内に原始線条が現れないヒト受精胚については、14 日を経過した日以後は、取り扱わないこととする。なお、ヒト受精胚を凍結保存する場合には、当該凍結保存期間は、取扱期間に算入しないものとする。	

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
(第3章 ヒト受精胚の取扱い) 第3 胎内への移植等の禁止 (1) 作成されたヒト受精胚は、人又は動物の胎内に移植してはならない。 (2) 研究は、ヒト受精胚を人又は動物の胎内に移植することのできる設備を有する室内において行ってはならない。	第3 胎内への移植等の禁止 (1) 研究に用いたヒト受精胚は、人又は動物の胎内に移植してはならない。 (2) 研究は、ヒト受精胚を人又は動物の胎内に移植することのできる設備を有する室内において行ってはならない。	第5 胎内への移植等の禁止 (1) 研究に用いたヒト受精胚は、人又は動物の胎内に移植してはならない。 (2) 研究は、ヒト受精胚を人又は動物の胎内に移植することのできる設備を有する室内において行ってはならない。	
(第3章 ヒト受精胚の取扱い) 第4 他の機関への移送 研究機関は、作成したヒト受精胚を他の機関に移送 してはならない。ただし、複数の研究機関において共 同で研究を行う場合には、これらの研究機関間におい てのみ作成したヒト受精胚を移送することができる。	第4 他の機関への移送 研究機関は、研究に用いたヒト受精胚を他の機関に 移送してはならない。ただし、複数の研究機関において 共同で研究を行う場合には、これらの研究機関間にお いてのみ研究に用いたヒト受精胚を移送することがで きる。	第6 他の機関への移送 研究機関は、作成したヒト受精胚を他の機関に移送 してはならない。ただし、複数の研究機関において共 同で研究を行う場合には、これらの研究機関間におい てのみ作成したヒト受精胚を移送することができる。	
(第3章 ヒト受精胚の取扱い) 第5 研究終了時等の廃棄 研究機関は、研究 <u>計画</u> を終了し、又は第2のヒト受 精胚の取扱期間を経過したときは、直ちに <u>作成された</u> ヒト受精胚を廃棄するものとする。	第5 研究終了時等の廃棄 研究機関は、研究を終了し、又は第2のヒト受精胚 の取扱期間を経過したときは、直ちにヒト受精胚を廃棄するものとする。	第7 研究終了時等の廃棄 研究機関は、 <u>研究</u> を終了し、又は第 <u>4</u> のヒト受精胚 の取扱期間を経過したときは、直ちに <u>作成した</u> ヒト受 精胚を廃棄するものとする。	
(第2章 配偶子の入手) 第2 インフォームド・コンセント 1 インフォームド・コンセント (1) 配偶子は、提供者の文書によるインフォームド・コンセントが取得された上で、提供を受けるものとする。また、インフォームド・コンセントを取得する者は、提供機関の長とする。 (2) 配偶子の提供に係るインフォームド・コンセントは、具体的な研究計画が確定していない段階において取得してはならない。	 第3章 インフォームド・コンセントの手続等 第1 インフォームド・コンセント (1) 提供機関は、提供者の文書によるインフォームド・コンセントを受けた上で、ヒト受精胚の提供を受けるものとする。 (2) ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントは、具体的な研究計画が確定していない段階において受けてはならない。 	 第3章 インフォームド・コンセントの手続等 第1 インフォームド・コンセント (1) 提供機関は、提供者の文書によるインフォームド・コンセントを受けた上で、配偶子の提供を受けるものとする。 (2) 配偶子の提供に係るインフォームド・コンセントは、具体的な研究計画が確定していない段階において受けてはならない。 	

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
	 第2 提供者への配慮等 提供機関は、インフォームド・コンセントを受ける に当たり、提供者の心情に十分配慮するとともに、次 に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 提供者が置かれている立場を不当に利用しないこと。 (2) インフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される者にヒト受精胚の提供を依頼しないこと。 (3) 提供者によるヒト受精胚を滅失させることについての意思が事前に確認されていること。 (4) 提供者が提供するかどうか判断するために必要な時間的余裕を有すること。 (5) インフォームド・コンセントを受けた後少なくとも30日間は、当該ヒト受精胚を保存すること。 		
2 インフォームド・コンセントに係る説明 インフォームド・コンセントに係る説明は、研究の 目的及び方法、提供される配偶子及び作成されるヒト 受精胚の取扱い並びに提供により生じ得る不利益 <u>(第</u> 1の2の(2)の②の口に掲げる卵子の提供を受ける場合 にあっては、本来の治療(生殖補助医療)に用いるこ とができる卵子の数が減ることに伴って、当該治療成 績の低下につながる可能性がある旨を含む。)、個人 情報の保護の方法その他必要な事項について十分な理 解が得られるよう、可能な限り平易な用語を用い文書 により行うものとする。	第3 インフォームド・コンセントに係る説明 インフォームド・コンセントに係る説明は、研究の 目的及び方法、提供されるヒト受精胚の取扱い、個人情 報の保護の方法その他必要な事項について十分な理解 が得られるよう、提供者に対し、次に掲げる事項を記載 した説明書を提示して、分かりやすく、これを行うもの とする。	第2 インフォームド・コンセントに係る説明 インフォームド・コンセントに係る説明は、研究の 目的及び方法、提供される配偶子及び作成されるヒト 受精胚の取扱い並びに提供により生じ得る不利益、個 人情報の保護の方法その他必要な事項について十分な 理解が得られるよう、提供者に対し、次に掲げる事項 を記載した説明書を提示して、分かりやすく、これを 行うものとする。	資料2:22~25ページ
	(1) 研究の目的、方法及び実施体制 (2) ヒト受精胚が滅失することその他提供されるヒ ト受精胚の取扱い	(1) 研究の目的、方法及び実施体制 (2) 配偶子から作成したヒト受精胚が滅失すること その他提供される配偶子及び当該配偶子から作成 したヒト受精胚の取扱い (3) 第2章第2の(2)の②の口に掲げる卵子の提供を 受ける場合にあっては、本来の治療(生殖補助医 療)に用いることができる卵子の数が減ることに 伴って、当該治療成績の低下につながる可能性が あること。	

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針(平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
	(3) 予想される研究の成果	(4) 予想される研究の成果	
	 (4) 研究計画のこの指針に対する適合性が研究機	 (5) 研究計画のこの指針に対する適合性が研究機	
	関、提供機関並びに文部科学大臣及び厚生労働大	男、提供機関並びに文部科学大臣及び厚生労働大	
	臣により確認されていること。	臣により確認されていること。	
		(6) 個人情報の保護の具体的な方法(匿名化の方法	
	<u>を含む。)</u>	<u>を含む。)</u>	
	(6) 提供者が将来にわたり報酬を受けることのない	(7) 提供者が将来にわたり報酬を受けることのない	
	<u>こと。</u>	<u>こと。</u>	
	<u>(7)</u> 遺伝子の解析が行われる可能性がある場合に	图 配偶子から作成したヒト受精胚について遺伝子	
	は、その旨及び <u>遺伝情報を研究機関が提供者に開</u>	の解析が行われる可能性がある場合には、その旨	
	<u>示等する方法</u>	及びその遺伝子の解析が特定の個人を識別するも	
		<u>のではないこと。</u>	
		(9) 提供された配偶子から作成したヒト受精胚に関	
		する情報を提供者に開示しないこと。	
	图 研究の成果が学会等で公開される可能性のある	(10) 研究の成果が学会等で公開される可能性のある	
	<u>こと。</u>	<u>こと。</u>	
	(9) 研究から有用な成果が得られた場合には、その	(11) 研究から有用な成果が得られた場合には、その	
	成果から特許権、著作権その他の知的財産権又は	成果から特許権、著作権その他の知的財産権又は	
	経済的利益が生ずる可能性があること及びこれら	経済的利益が生ずる可能性があること及びこれら	
	が提供者に帰属しないこと。_	が提供者に帰属しないこと。	
	(10) ヒト受精胚を提供すること又はしないことの意	(12) 配偶子を提供すること又はしないことの意思表	
	<u>思表示がヒト受精胚の提供者に対して何らの利益</u>	示が配偶子の提供者に対して何らの利益又は不利	
	又は不利益をもたらすものではないこと。	益をもたらすものではないこと。	
	<u>(11)</u> インフォームド・コンセントの撤回に関する次	(13) インフォームド・コンセントの撤回に関する次	
	<u>に掲げる事項</u>	<u>に掲げる事項</u>	
	① インフォームド・コンセントを受けた後少な		
	くとも30日間はヒト受精胚が提供機関において		
	保存されること。		
	② 研究が実施されることに同意した場合であっ	① 研究が実施されることに同意した場合であっ	
	ても随時これを撤回できること。	ても随時これを撤回できること。	
	③ 提供者からの撤回の内容に従った措置を講ず	② 提供者からの撤回の内容に従った措置を講ず	
	ることが困難となる場合があるときは、その旨	ることが困難となる場合があるときは、その旨	
	及びその理由	<u>及びその理由</u>	
	④ インフォームド・コンセントは、提供者の一		
	方又は双方 <u>から申出があった場合に、撤回でき</u>		
	<u>ること。</u>		

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
3 医療の過程にある提供者からの卵子の提供生殖補助医療又は生殖補助医療以外の疾患の治療の過程にある提供者から卵子の提供を受ける場合には、研究責任者は、インフォームド・コンセントの取得に当たり、提供者が心理的圧力を受けることなく十分な理解の下で自由な意思決定を行うことができるよう、必要な環境の確保に努めるとともに、インフォームド・コンセントに係る説明を補助する者として、主治医以外の者であって、次に掲げるすべての要件を満たすものを置くものとする。 ① 提供者の医療に直接関与していないこと。 ② 生殖補助医療及び生殖補助医療研究に関し深い知識を有していること。		第3 医療の過程にある提供者からの卵子の提供生殖補助医療又は生殖補助医療以外の疾患の治療の過程にある提供者から卵子の提供を受ける場合には、研究責任者は、インフォームド・コンセントの取得に当たり、提供者が心理的圧力を受けることなく十分な理解の下で自由な意思決定を行うことができるよう、必要な環境の確保に努めるとともに、インフォームド・コンセントに係る説明を補助する者を置くものとし、提供者の生殖補助医療に主として関わった医師(以下「主治医」という。)以外の者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 ① 提供者の医療に直接関与していないこと。② 生殖補助医療及び生殖補助医療研究に関し深い知識を有していること。	
	第4 説明書等の交付等 インフォームド・コンセントに係る説明を実施する ときは、提供者の個人情報を保護するため適切な措置 を講ずるとともに、第3の説明書及び当該説明を実施 したことを示す文書をヒト受精胚の提供者に交付する ものとする。	第4 説明書等の交付等 インフォームド・コンセントに係る説明を実施する ときは、提供者の個人情報を保護するため適切な措置 を講ずるとともに、第2の説明書及び当該説明を実施したことを示す文書を配偶子の提供者に交付するものとする。	資料2:26~28ページ
4 インフォームド・コンセントの撤回 (1) 提供者は、 <u>その</u> 提供した配偶子又は当該配偶子から作成したヒト受精胚が保存されている間は、 <u>提供機関に対し、</u> インフォームド・コンセントを撤回することができる。 (2) 提供機関の長は、 <u>提供者から撤回</u> の申出があった場合には、研究機関の長にその旨を通知するも	 第5 インフォームド・コンセントの撤回 (1) 提供者は、提供機関に対し、提供者の一方又は双方から撤回の申出を行うことにより、インフォームド・コンセントを撤回することができる。 (2) 提供機関の長は、(1)の申出があった場合には、研究機関の長にその旨を通知するものとする。 	 第5 インフォームド・コンセントの撤回 (1) 提供者は、提供機関に対し、撤回の申出を行う ことにより、提供した配偶子又は当該配偶子から 作成したヒト受精胚が保存されている間は、イン フォームド・コンセントを撤回することができ る。 (2) 提供機関の長は、(1)の申出があった場合には、 研究機関の長にその旨を通知するものとする。 	
のとする。 (3) 研究機関の長は、(2)の通知を受けたときは、提供を受けた配偶子(提供者が自らの生殖補助医療に用いることを希望するものを除く。) 又は当該配偶子から作成したヒト受精胚を廃棄するとともに、その旨を文書により提供機関の長に通知するものとする。ただし、次のいずれかの場合には、	(3) 提供者からヒト受精胚の提供を受けた研究機関の長は、(2)の通知を受けたときは、提供を受けたヒト受精胚を廃棄するとともに、その旨を文書により提供機関の長に通知するものとする。ただし、次のいずれかの場合には、この限りでない。その場合、当該撤回の内容に従った措置を講じない旨	(3) 提供者から配偶子の提供を受けた研究機関の長は、(2)の通知を受けたときは、提供を受けた配偶子(提供者が自らの生殖補助医療に用いることを希望するものを除く。) 又は当該配偶子から作成したヒト受精胚を廃棄するとともに、その旨を文書により提供機関の長に通知するものとする。た	

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
この限りでない。	及びその理由について、提供者に説明し、理解を 得るよう努めなければならない。	だし、次のいずれかの場合には、この限りでない。 その場合、当該撤回の内容に従った措置を講じない い旨及びその理由について、提供者に説明し、理 解を得るよう努めなければならない。	
① 配偶子又はヒト受精胚が匿名化されている場合 (特定の個人を識別することができない場合であって、対応表が作成されていない場合に限る。)	① ヒト受精胚が匿名化されている場合(対応表が作成されていない場合に限る。)	① 配偶子又は <u>当該配偶子から作成した</u> ヒト受精 胚が匿名化されている場合(対応表が作成さ れていない場合に限る。)	
② 研究を継続することについて、研究機関の倫理審査委員会が承認するとともに、研究機関の長が了承した場合	② 研究を継続することについて、研究機関の倫理審査委員会 (他の機関に設置された倫理審査委員会に審査を依頼する場合にあっては、当該機関の倫理審査委員会を含む。第6の(1)の倫理審査委員会において同じ。) の意見を尊重した上で研究機関の長が了承した場合	② 研究を継続することについて、研究機関の倫理審査委員会 (他の機関に設置された倫理審査委員会に審査を依頼する場合にあっては、当該機関の倫理審査委員会を含む。) の意見を尊重した上で研究機関の長が了承した場合	
	第6 ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントの確認 (1) 提供機関の長は、研究計画に基づくインフォームド・コンセントの取得の適切な実施に関して、第1の(1)の文書及び第3の説明を実施したことを示す文書を確認するとともに、当該提供機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。 (2) 提供機関の長は、ヒト受精胚を研究機関に移送するときには、(1)の確認を行ったことを文書で研究機関に通知するものとする。 (3) 提供機関は、ヒト受精胚を研究機関に移送したときは、移送に関する記録を作成し、これを保管するものとする。		
 第4章 研究の体制 第1 研究機関 1 研究機関の基準等 (1) 研究機関は、次に掲げる基準に適合するものとする。 ① ヒト受精胚の作成及び培養をするに足りる十分な施設及び設備を有すること。 	 第4章 研究の体制 第1 研究機関 1 研究機関の基準等 (1) 研究機関は、次に掲げる基準に適合するものとする。 ① ヒト受精胚を用いる研究を行うために必要な施設及び設備を有すること。 	第4章 研究の体制 第1 研究機関 1 研究機関の基準等 (1) 研究機関は、次に掲げる基準に適合するものとする。 ① ヒト受精胚の作成及び培養、作成したヒト受 精胚を用いる研究を行うために必要な施設及び 設備を有すること。	資料2:30~31ページ

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針(平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
② 配偶子及びヒト受精胚の取扱い並びに動物の受精胚又はヒト受精胚の作成に関する十分な実績を有すること。 ③ 配偶子及びヒト受精胚の取扱いに関する規則及び管理体制が整備されていること。 ④ 倫理審査委員会が設置されていること。 ⑤ 研究に関する技術的能力及び倫理的認識を維持・向上させるために必要な教育研修計画が定められていること。 ⑥ 少なくとも1名の医師が研究に参画すること。 ② 研究機関は、配偶子及びヒト受精胚の取扱いに関する記録を作成し、これを保存するものとする。 ③ 研究機関は、研究に関する資料の提出、調査の受入れその他文部科学大臣及び厚生労働大臣が必要と認める措置に協力するものとする。	 ② ヒト受精胚の取扱い並びに生殖補助医療研究及びヒト又は動物の受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する十分な実績及び技術的能力を有すること。 ③ ヒト受精胚の取扱いに関する管理体制が整備されていること。 ④ 提供者の個人情報及び遺伝情報の保護のための十分な措置が講じられていること。 ⑤ 研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術を維持向上させるための教育研修を当該研究に携わる者が受けることを確保するための措置が講じられていること。 ⑥ 少なくとも1名の医師が研究に参画すること。 ⑥ 少なくとも1名の医師が研究に参画すること。 ② 研究機関は、ヒト受精胚の取扱いに関する記録を作成し、これを保管するものとする。 	 ② 配偶子及びヒト受精胚の取扱い並びに生殖補助医療研究及び動物の受精胚又はヒト受精胚の作成に関する十分な実績を有すること。 ③ ヒト受精胚の作成において遺伝情報改変技術等を用いる場合にあっては、ヒト又は動物の受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する十分な実績及び技術的能力を有すること。 ④ 配偶子及びヒト受精胚の取扱いに関する管理体制が整備されていること。 ⑤ 提供者の個人情報及び遺伝情報の保護のための十分な措置が講じられていること。 ⑥ 研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術を維持向上させるための教育研修を当該研究に携わる者が受けることを確保するための措置が講じられていること。 ⑦ 少なくとも1名の医師が研究に参画すること。 ② 少なくとも1名の医師が研究に参画すること。 ② 研究機関は、配偶子及びヒト受精胚の取扱いに関する記録を作成し、これを保管するものとする。 	
2 研究機関の長 (1) 研究機関の長は、次の業務を行うものとする。 ① 研究計画及びその変更の妥当性を確認し、その実施を了承すること。 ② 研究の進行状況及び結果並びに作成したヒト受精胚の取扱いの状況を把握し、必要に応じ、研究責任者に対し留意事項、改善事項等に関して指示をすること。 ③ 1の(1)の⑤の教育研修計画を策定し、これに基づき教育研修を実施すること。	 2 研究機関の長 (1) 研究機関の長は、次の業務を行うものとする。 ① 研究計画及びその変更の妥当性を確認し、その実施を了承すること。 ② 研究の進行状況及び結果並びにヒト受精胚の取扱いの状況を把握し、必要に応じ、研究責任者に対し留意事項、改善事項等に関して指示をすること。 ③ 教育研修を実施すること。 	2 研究機関の長 (1) 研究機関の長は、次の業務を行うものとする。 ① 研究計画及びその変更の妥当性を確認し、その実施を了承すること。 ② 研究の進行状況及び結果並びに作成したヒト受精胚の取扱いの状況を把握し、必要に応じ、研究責任者に対し留意事項、改善事項等に関して指示をすること。 ③ 教育研修を実施すること。	

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針(平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
(2) 研究機関の長は、研究責任者及び研究実施者を 兼ねることはできない。ただし、1の(1)の(3の規 則により研究機関の長の業務の代行者が選任され ている場合には、この限りでない。	(2) 研究機関の長は、研究責任者及び研究実施者を 兼ねることはできない。ただし、研究機関の長の 業務の代行者が選任されている場合には、この限 りでない。	(2) 研究機関の長は、研究責任者及び研究実施者を 兼ねることはできない。ただし、研究機関の長の 業務の代行者が選任されている場合には、この限 りでない。	
3 研究責任者等 (1) 研究責任者は、生殖補助医療研究に関する十分 な倫理的認識とともに、動物の受精胚又はヒト受 精胚の作成に関する十分な専門的知識及び経験を 有する者でなければならない。	3 研究責任者等 (1) 研究責任者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。 (1) 上ト受精胚の取扱い及びヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる生殖補助医療研究に関する十分な倫理的な認識を有すること。	3 研究責任者等 (1) 研究責任者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。 ① 配偶子及びヒト受精胚の取扱い並びに生殖補助医療研究に関する倫理的な識見を有すること。 ② ヒト受精胚の作成において遺伝情報改変技術	資料 2:32~33 ページ
	② ヒト受精胚の取扱い並びに生殖補助医療研究 及び当該研究に関連するヒト又は動物の受精胚 に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する十 分な専門的知識及び経験を有すること。	等を用いる場合にあっては、ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる生殖補助医療研究に関する倫理的な識見を有すること。 ③ 配偶子及びヒト受精胚の取扱い並びに生殖補助医療研究及び当該研究に関連するヒト又は動物の受精胚の作成に関する十分な専門的知識及び経験を有すること。 ④ ヒト受精胚の作成において遺伝情報改変技術等を用いる場合にあっては、ヒト又は動物の受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する十分な専門的知識及び経験を有すること。	
(2) 研究実施者は、動物又はヒトの配偶子又は受精 胚の取扱いに習熟した者でなければならない。 (3) 研究責任者がヒト受精胚の作成に関する十分な 経験を有する者でない場合には、研究実施者のう ち少なくとも1名は、当該経験を有する者でなけ ればならない。	(2) 研究実施者は、 <u>ヒト又は動物の受精胚の取扱いに関する十分な倫理的な認識及び経験を有する</u> 者でなければならない。	(2) 研究実施者は、 <u>ヒト又は動物の配偶子又は受精胚の取扱いに関する倫理的な識見及び経験を有する</u> 者でなければならない。	

4 研究機関の倫理書表委員会 (1) 研究機関に、次に掲げる業務を行うための倫理 整査委員金を設置するものとする。 ① この批計に関して、研究計画の科学的妥当性 及が倫理的交替について総合を受 が、その適名・留意事項、改善事項等に関して研 究機関の上で研究を検討して研究を含むして研究をで 、
<u>れ含まれていること。</u> <u>する。</u> <u>する。</u>

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
	イ 次に掲げる者が含まれていること。なお、	<u>イ</u> 次に掲げる者が含まれていること。なお、	
	次に掲げる者は、それぞれ他の次に掲げる者	次に掲げる者は、それぞれ他の次に掲げる者	
	を兼ねることができない。	<u>を兼ねることができない。</u>	
		<u>(i)</u> 生物学の専門家	
	<u>(i)</u> 生殖医学の専門家	<u>(ii)</u> 生殖医学の専門家	
	(iii) 生命倫理に関する意見を述べるにふさ	(iii) 生命倫理に関する意見を述べるにふさ	
	わしい識見を有する者	<u>わしい識見を有する者</u>	
	(iv) 法律に関する専門家その他人文・社会	(iv) 法律に関する専門家その他人文・社会	
	科学の有識者	科学の有識者	
	(v) 一般の立場に立って意見を述べられる	<u>(v)</u> 一般の立場に立って意見を述べられる	
	<u>者</u>	<u>者</u>	
	(ii) 遺伝情報改変技術等を用いる研究に関	(vi) 遺伝情報改変技術等を用いる場合にあ	
	する専門家	っては、遺伝情報改変技術等を用いる研	
		究に関する専門家	
② 研究機関に所属する者以外の者が2名以上含	ロ 研究機関が属する法人に所属する者以外の	<u>ロ</u> 研究機関 <u>が属する法人</u> に所属する者以外の	
まれていること。	者が2名以上含まれていること。	者が2名以上含まれていること。	
③ 男性及び女性がそれぞれ2名以上含まれてい	ハ 男性及び女性がそれぞれ2名以上含まれて	<u>ハ</u> 男性及び女性がそれぞれ2名以上含まれて	
ること。	いること。	いること。	
④ 研究責任者及び研究実施者との間に利害関係	ニ 研究責任者 <u>又は</u> 研究実施者との間に利害関	<u>ニ</u> 研究責任者 <u>又は</u> 研究実施者との間に利害関	
を有する者並びに研究責任者の三親等以内の親	係を有する者 <u>及び提供者の生殖補助医療に主</u>	係を有する者 <u>及び主治医その他の配偶子の提</u>	
<u>族</u> が審査に参加しないこと。	として関わった医師(以下「主治医」という。)	<u>供に携わる者</u> が審査に参加しないこと。	
	<u>その他の</u> ヒト受精胚 <u>の提供に携わる者</u> が審査		
	に参加しないこと。		
	② 研究責任者及び研究実施者が、審査及び意見	② 研究責任者及び研究実施者が、審査及び意見	
	の決定に同席しないこと。ただし、当該倫理審査	の決定に同席しないこと。ただし、当該倫理審査	
	<u>委員会の求めに応じて、その会議に出席し、当該</u>	<u>委員会の求めに応じて、その会議に出席し、当該</u>	
	<u>研究計画に関する説明を行うことができる。</u>	<u>研究計画に関する説明を行うことができる。</u>	
	③ 審査を依頼した研究機関の長が、審査及び意	③ 審査を依頼した研究機関の長が、審査及び意	
	見の決定に参加しないこと。ただし、倫理審査委	見の決定に参加しないこと。ただし、倫理審査委	
	員会における当該審査の内容を把握するために	員会における当該審査の内容を把握するために	
	必要な場合には、当該倫理審査委員会の同意を	必要な場合には、当該倫理審査委員会の同意を	
	得た上で、その会議に同席することができる。	得た上で、その会議に同席することができる。	
	④ 倫理審査委員会は、審査の対象、内容等に応	④ 倫理審査委員会は、審査の対象、内容等に応	
	じて有識者に意見を求めることができること。	じて有識者に意見を求めることができること。	

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
⑤ 倫理審査委員会の <u>活動の自由及び独立が保障</u> されるよう適切な運営手続が定められているこ と。	(5) 倫理審査委員会は、社会的に弱い立場にある特別な配慮を必要とする者からヒト受精胚の提供を受ける研究計画書の審査を行い、意見を述べる際は、必要に応じてこれらの者について識見を有する者に意見を求めること。 (6) 倫理審査委員会の意見は、構成員全員の同意により決定するよう努めること。 (7) 倫理審査委員会の組織及び運営並びにその議事の内容の公開に関する規則が定められ、かつ、当該規則が公開されていること。 (6) 研究機関の倫理審査委員会は、研究計画の軽微な変更等に係る審査について、当該倫理審査委員会が指名する委員による審査を行い、意見を述べることができる。当該審査の結果は、倫理審査委員会の意見として取り扱うものとし、全ての委員に報告されなければならない。	(5) 倫理審査委員会は、社会的に弱い立場にある特別な配慮を必要とする者から配偶子の提供を受ける研究計画書の審査を行い、意見を述べる際は、必要に応じてこれらの者について識見を有する者に意見を求めること。 (6) 倫理審査委員会の意見は、構成員全員の同意により決定するよう努めること。 (7) 倫理審査委員会の組織及び運営並びにその議事の内容の公開に関する規則が定められ、かつ、当該規則が公開されていること。 (6) 研究機関の倫理審査委員会は、研究計画の軽徴な変更等に係る審査について、当該倫理審査委員会が指名する委員による審査を行い、意見を述べることができる。当該審査の結果は、倫理審査委員会の意見として取り扱うものとし、全ての委員に報告されなければならない。	
(2) 議事の内容は、知的財産権及び個人情報の保護 等に支障が生じる場合を除き、公開するものとす る。	(7) 議事の内容は、知的財産権及び個人情報の保護 等に支障が生じる場合を除き、公開するものとす る。	(7) 議事の内容は、知的財産権及び個人情報の保護 等に支障が生じる場合を除き、公開するものとす る。	
第2 提供機関 1 提供機関の基準等 (1) 配偶子の提供機関 配偶子の提供機関は、次に掲げる基準に適合するものとする。 ① 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所であること。 ② 倫理審査委員会が設置されていること。 ③ 提供者の個人情報の保護のための十分な措置が講じられていること。	第2 提供機関 1 提供機関の基準等 提供機関は、次に掲げる基準に適合するものとする。 (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所であること。 (2) 提供者の個人情報及び遺伝情報の保護のための十分な措置が講じられていること。 (3) ヒト受精胚の取扱いに関して十分な実績及び能力を有すること。	第2 提供機関 1 提供機関の基準等 (1) 配偶子の提供機関 配偶子の提供機関は、次に掲げる基準に適合するものとする。 ① 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所であること。 ② 提供者の個人情報及び遺伝情報の保護のための十分な措置が講じられていること。 ③ 配偶子の取扱いに関して十分な実績及び能力を有すること。	資料 2:40~41 ページ
(2) 卵子の提供機関 卵子の提供機関は、(1)に掲げる基準に加え、次 に掲げる基準に適合するものとする。		(2) 卵子の提供機関 卵子の提供機関は、(1)に掲げる基準に加え、次 に掲げる基準に適合するものとする。	

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
 ① 次の要件を満たす採卵室を有すること。ただし、第2章の第1の2の(2)の③に掲げる卵子の提供を受ける場合は、この限りでない。 イ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第20条第3号に規定する手術室と同等水準の構造設備を有すること。 ロ 酸素吸入器、吸引器、生体監視モニターその他の救急蘇生に必要な医療機器を備えていること。 ② 卵子の採取及び保存に関する規則及び管理体制が整備されていること。 ③ 十分な臨床経験を有する産科又は婦人科の医師が所属していること。 (3) 精子の提供機関は、(1)に掲げる基準に加え、次に掲げる基準に適合するものとする。 ① 精子の採取及び保存に関する規則及び管理体制が整備されていること。 ② 十分な臨床経験を有する産科、婦人科又は泌尿器科の医師が所属していること。 	(4) ヒト受精胚の保存に関する <u>管理体制</u> が整備されていること。 (5) 研究に関する倫理及び研究の実施に必要な知識を維持向上させるための教育研修を当該研究に携わる者が受けることを確保するための措置が講じられていること。 (6) ヒト受精胚の研究機関への提供は、研究に必要不可欠な数に限るものとすること。	 ① 次の要件を満たす採卵室を有すること。ただし、第2章の第2の(2)の③に掲げる卵子の提供を受ける場合は、この限りでない。 イ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第20条第3号に規定する手術室と同等水準の構造設備を有すること。 ロ 酸素吸入器、吸引器、生体監視モニターその他の救急蘇生に必要な医療機器を備えていること。 ② 卵子の採取及び保存に関する管理体制が整備されていること。 ③ 十分な臨床経験を有する産科又は婦人科の医師が所属していること。 ③ 精子の提供機関精子の提供機関は、(1)に掲げる基準に加え、次に掲げる基準に適合するものとする。 ① 精子の採取及び保存に関する管理体制が整備されていること。 ② 十分な臨床経験を有する産科、婦人科又は泌尿器科の医師が所属していること。 ④ 研究に関する倫理及び研究の実施に必要な知識を維持向上させるための教育研修を当該研究に携わる者が受けることを確保するための措置が講じられていること。 	
 2 提供機関の長 提供機関の長は、次の業務を行うものとする。 (1) 研究計画について、インフォームド・コンセントに係る手続とともに、提供機関の立場から、研究計画の妥当性を確認し、その実施を了解すること。 	2 提供機関の長 提供機関の長は、次の業務を行うものとする。(1) 研究計画について、インフォームド・コンセントに係る手続とともに、提供機関の立場から、研究計画の妥当性を確認し、その実施を了解すること。	2 提供機関の長 提供機関の長は、次の業務を行うものとする。 (1) 研究計画について、インフォームド・コンセントに係る手続とともに、提供機関の立場から、研究計画の妥当性を確認し、その実施を了解すること。	

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
(2) 配偶子の提供に関する状況を把握し、必要に応じ、主治医その他の配偶子の提供に関係する者に対し指導及び監督を行うこと。	 (2) ヒト受精胚の提供に関する状況を把握し、必要に応じ、主治医その他のヒト受精胚の提供に携わる者に対し指導及び監督を行うこと。 (3) 教育研修を実施すること。 	(2) 配偶子の提供に関する状況を把握し、必要に応じ、主治医その他の配偶子の提供に <u>携わる</u> 者に対し指導及び監督を行うこと。 (3) 教育研修を実施すること。	
(1) 提供機関の倫理審査委員会は、インフォームド・コンセントの取得が適切に実施されている旨の確認(第2章の第1の2の(2)の②の口に掲げる卵子の提供を受ける場合にあっては、本来の治療(生殖補助医療)に必要な卵子が研究に用いられない旨とともに、本来の治療に伴う侵襲以上の侵襲が加えられない旨の事前及び事後の確認を含む。)とともに、提供機関の立場から、研究機関が行う研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性について審査を行うものとする。 (2) 提供機関の倫理審査委員会は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ① 研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査できるよう、生物学、生殖医学及び法律に関する専門家、生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者並びに一般の立場に立って意見を述べられる者がそれぞれ含まれていること。 ② 提供機関に所属する者以外の者が2名以上含まれていること。 ③ 男性及び女性がそれぞれ2名以上含まれていること。 ④ 研究責任者及び研究実施者との間に利害関係を有する者、研究責任者の三親等以内の親族並	3 提供機関の倫理審査委員会 第1の4((1)の②を除く。)の規定は、提供機関の倫理審査委員会について準用する。この場合において、第1の4中「研究機関」とあるのは、「提供機関」と読み替えるものとする。	3 提供機関の倫理審査委員会 第1の4(们)の②を除く。)の規定は、提供機関の 倫理審査委員会について準用する。この場合において、第1の4中「研究機関」とあるのは、「提供機関」と読み替えるものとする。なお、提供機関の倫理審査委員会は、インフォームド・コンセントの取得が適切に実施されている旨の確認(第2章の第2の(2)の②の口に掲げる卵子の提供を受ける場合にあっては、本来の治療(生殖補助医療)に必要な卵子が研究に用いられない旨とともに、本来の治療に伴う侵襲以上の侵襲が加えられない旨の事前及び事後の確認を含む。)とともに、提供機関の立場から、研究機関が行う研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性について審査を行うものとする。	資料2:42~43ページ
④ 研究責任者及び研究実施者との間に利害関係			

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
⑤ 当該倫理審査委員会の活動の自由及び独立が 保障されるよう適切な運営手続が定められていること。(3) 議事の内容は、知的財産権及び個人情報の保護 等に支障が生じる場合を除き、公開するものとする。			
第3 研究機関と提供機関が同一である場合 <u>における当該機関の長等</u> の要件 研究機関と提供機関が同一である場合には、当該機関の長、研究責任者及び研究実施者は、提供者の主治 医を兼ねてはならない。	第3 研究機関と提供機関が同一である場合の要件 研究機関と提供機関が同一である場合には、当該機 関の長、研究責任者及び研究実施者は、提供者の主治 医を兼ねてはならない。	第3 研究機関と提供機関が同一である場合の要件 研究機関と提供機関が同一である場合には、当該機 関の長、研究責任者及び研究実施者は、提供者の主治 医を兼ねてはならない。	
第5章 研究の手続 第1 研究計画の実施 1 研究機関の長の了承 (1) 研究責任者は、研究の実施に当たり、研究計画書を作成し、研究機関の長に研究計画の実施について了承を求めるものとする。 (2) (1)の了承を求められた研究機関の長は、研究計画の実施の妥当性について研究機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき研究計画のこの指針に対する適合性を確認するものとする。 (3) 研究機関の長は、(2)によりこの指針に対する適合性を確認した研究計画の実施について、提供機関の長の了解を得るものとする。ただし、研究機関と提供機関が同一である場合には、この限りでない。 (4) 提供機関の長は、(3)の研究計画の実施を了解するに当たつては、提供機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。なお、提供機関の長は、研究計画の実施を了解する場合には、提供機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類を添えて、研究機関の長に通知するものとする。	第5章 研究の手続 第1 研究機関の長の了承 (1) 研究責任者は、研究の実施に当たり、研究計画書を作成し、研究機関の長に研究計画の実施について了承を求めるものとする。 (2) 研究機関の長は、(1)の了承を求められた研究計画の実施の妥当性について研究機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見を尊重し、研究計画のこの指針に対する適合性を確認するものとする。 (3) 研究機関の長は、(2)によりこの指針に対する適合性を確認した研究計画の実施について、提供機関の長の了解を得るものとする。ただし、研究機関の長のでない。 (4) 提供機関の長は、(3)の研究計画の実施を了解するに当たっては、提供機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。なお、提供機関の長は、研究計画の実施を了解するに当たっては、提供機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類を添えて、研究機関の長に通知するものとする。	第5章 研究の手続 第1 研究機関の長の了承 (1) 研究責任者は、研究の実施に当たり、研究計画書を作成し、研究機関の長に研究計画の実施について了承を求めるものとする。 (2) 研究機関の長は、(1)の了承を求められた研究計画の実施の妥当性について研究機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見を尊重し、研究計画のこの指針に対する適合性を確認するものとする。 (3) 研究機関の長は、(2)によりこの指針に対する適合性を確認した研究計画の実施について、提供機関の長は、(2)によりこの指針に対する適合性を確認した研究計画の実施について、提供機関の長の了解を得るものとする。ただし、研究機関と提供機関が同一である場合には、この限りでない。 (4) 提供機関の長は、(3)の研究計画の実施を了解するに当たっては、提供機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。なお、提供機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類を添えて、研究機関の長に通知するものとする。	資料2:55~59ページ

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
2 文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認等 (1) 研究機関の長は、研究計画の実施を了承するに当たっては、研究計画のこの指針に対する適合性について文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認を受けるものとする。 (2) 研究機関の長は、(1)の確認を求めるに当たって、次に掲げる書類を提出するものとする。 (1) 研究機関の配偶子及びヒト受精胚の取扱いに関する規則の写し (3) 研究機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類並びに倫理審査委員会に関する期別の写し (5) 提供機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類並びに当該機関の倫理審査委員会に関する規則の写し (5) 提供機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類並びに当該機関の倫理審査委員会に関する規則の写し (5) 提供機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類並びに当該機関の倫理審査委員会に関する表別の表別に関する事項を記載した書類 (3) 研究計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 研究計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (2) 研究機関の名称及びその所在地並びに研究機関の長の氏名 (3) 研究機関の名称及びその所在地並びに研究機関の長の氏名 (3) 研究機関の名称及びその所在地立びに研究機関の長の氏名 (4) 研究に関いられる配偶子の入手方法 (5) 研究の方法及び期間	2 文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認等 (1) 研究機関の長は、研究計画の実施を了承するに当たっては、研究計画のこの指針に対する適合性について文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認を受けるものとする。 (2) 研究機関の長は、(1)の確認を求めるに当たって、次に掲げる書類を提出するものとする。 ① 研究機関のヒト受精胚の取扱いに関する規則の写し ③ 研究機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類並びに倫理審査委員会に関する事項を記載した書類 ④ 提供機関のにト受精胚の保存に関する規則の写し ⑤ 提供機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類並びに当該機関の倫理審査委員会に関する事項を記載した書類 3 研究計画書では、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 研究計画の名称 (2) 研究機関の名称及びその所在地並びに研究機関の長の氏名 (3) 研究機関の名称及びその所在地並びに研究機関の長の氏名 (3) 研究機関の名称及びその所在地並びに研究機関の長の氏名、略歴、研究業績、教育研修の受講歴及び研究において果たす役割 (4) 研究実施者の氏名、略歴、研究業績、教育研修の受講歴及び研究において果たす役割 (5) 研究に用いらな必要性 (7) 研究の方法 (研究に用いる遺伝情報改変技術等の種類を含む。) 及び期間	2 文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認等 (1) 研究機関の長は、研究計画の実施を了承するに当たっては、研究計画のこの指針に対する適合性について文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認を受けるものとする。 (2) 研究機関の長は、(1)の確認を求めるに当たって、次に掲げる書類を提出するものとする。 (1) 研究機関の配偶子及びヒト受精胚の取扱いに関する規則の写し (3) 研究機関の配偶子及びに倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類並びに倫理審査委員会に関する規則の写し (5) 提供機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類並びに当該機関の倫理審査委員会に関する事項を記載した書類 (4) 提供機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類並びに当該機関の倫理審査委員会に関する場別の写し (5) 提供機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類並びに当該機関の倫理審査委員会に関する事項を記載した書類 (4) 研究計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 研究計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 研究計画の名称 (2) 研究機関の名称及びその所在地並びに研究機関の長の氏名 (3) 研究機関の名称及びその所在地並びに研究機関の長の氏名、略歴、研究業績、教育研修の受講歴及び研究において果たす役割 (4) 研究実施者の氏名、略歴、研究業績、教育研修の受講歴及び研究において果たす役割 (5) 研究に用いられる配偶子及びその入手方法 (6) 研究の目的及び必要性 (7) 研究の方法(ヒト受精胚の作成において遺伝情報改変技術等を用いる場合にあっては、研究に用いる遺伝情報改変技術等の種類を含む。) 及び期間	資料2:44~46ページ
<u>⑧</u> インフォームド・コンセントに関する説明	(9) インフォームド・コンセントに関する説明	<u>(9)</u> インフォームド・コンセントに関する説明	

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
⑨ 提供機関の名称及びその所在地並びに提供機関の長の氏名⑩ 提供機関の基準に関する説明⑪ その他必要な事項	(10) 提供機関の名称及びその所在地並びに提供機関の長の氏名 (11) 提供機関の基準に関する説明 (12) 個人情報の取扱い(匿名化の方法を含む。) (13) 遺伝情報の取扱い	 (10) 提供機関の名称及びその所在地並びに提供機関の長の氏名 (11) 提供機関の基準に関する説明 (12) 個人情報の取扱い(匿名化の方法を含む。) (13) 遺伝情報の取扱い 	
第2 研究計画の変更 (1) 研究責任者は、研究計画(第1の3の②、⑨及び⑪に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、あらかじめ、研究計画変更書を作成して、研究機関の長の了承を求めるものとする。提供機関の追加に係る変更の場合も、同様とられたときは、その妥当性について当該機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該変更のこの指針に対する適合性を確認するものとする。 (3) 研究機関の長は、(2)によりこの指針に対する適合性を確認するに当たって、研究計画の変更について当該提供機関の長の了解をするに当たっては、当該機関の無は、(3)の了解をするに当たっては、当該機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。 (4) 提供機関の長は、(1)の変更の了承をするに当たっては、当該機関の偏理審査委員会の意見を聴くものとする。 (5) 研究機関の長は、(1)の変更の了承をするに当たっては、当該変更のこの指針に対する適合性について文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認を受けるものとする。 (6) (5)の確認を受けようとする研究機関の長は、次に掲げる書類を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出するものとする。 ① 研究計画変更書 ② 当該変更に係る研究機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類	第2 研究計画の変更 (1) 研究責任者は、研究計画(第1の3の(2)、(4)及び(10)に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、あらかじめ、研究計画変更書を作成して、研究機関の長の了承を求めるものとする。提供機関の追加に係る変更の場合も、同様とする。 (2) 研究機関の長は、(1)の変更の了承を求められたときは、その妥当性について当該機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見を確認するものとする。 (3) 研究機関の長は、(2)によりこの指針に対する適合性を確認するに当たって、研究計画の変更の内容が提供機関の長は、(2)によりこの指針に対する適合性を確認するものとする場合には、当該変更について当該提供機関の長の了解をするに当たっては、当該機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。 (4) 提供機関の長は、(1)の変更の了承をするに当たっては、当該変更のこの指針に対する適合性について文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認を受けるものとする。 (6) (5)の確認を受けようとする研究機関の長は、次に掲げる書類を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出するものとする。 ① 研究計画変更書 ② 当該変更に係る研究機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類	第2 研究計画の変更 (1) 研究責任者は、研究計画(第1の3の(2)、(4)及び(10)に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、あらかじめ、研究計画変更書を作成して、研究機関の長の了承を求めるものとする。提供機関の長ので承を求めるものとする。(2) 研究機関の長は、(1)の変更の了承を求められたときは、その妥当性について当該機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見を尊重し、当該変更のこの指針に対する適合性を確認するものとする。 (3) 研究機関の長は、(2)によりこの指針に対する適合性を確認するに当たって、研究計画の変更について当該提供機関の長の了解をするに当たって当該提供機関の長の了解をするに当たっては、当該機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。 (5) 研究機関の長は、(1)の変更の了承をするに当たっては、当該変更のこの指針に対する適合性について文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認を受けるものとする。 (6) (5)の確認を受けようとする研究機関の長は、次に掲げる書類を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出するものとする。 ① 研究計画変更書 ② 当該変更に係る研究機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類	

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
 ③ (3)に該当する場合には、当該変更に係る提供機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類 (7) 研究機関の長は、第1の3の②、⑨又は⑪に掲げる事項を変更したときは、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出るものとする。 	③ (3)に該当する場合には、当該変更に係る提供機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類 (7) 研究機関の長は、第1の3の(2)又は(10)に掲げる事項を変更したときは、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出るものとする。	③ (3)に該当する場合には、当該変更に係る提供機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類 (7) 研究機関の長は、第1の3の(2)又は(10)に掲げる事項を変更したときは、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出るものとする。	
第3 研究の進行状況の報告 (1) 研究責任者は、研究を実施している間は、少なくとも毎年1回、研究の進行状況(配偶子及びヒト受精胚の取扱状況を含む。)を記載した研究進行状況報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。 (2) 研究機関の長は、(1)の報告書の提出を受けたときは、速やかに、その写しを研究機関の倫理審査委員会並びに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出するものとする。	第3 研究の進行状況の報告 (1) 研究責任者は、研究を実施している間は、 <u>毎年度終了後</u> 、研究の進行状況(ヒト受精胚の取扱状況を含む。)を記載した研究進行状況報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。 (2) 研究機関の長は、(1)の報告書の提出を受けたときは、速やかに、その写しを研究機関の倫理審査委員会並びに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出するものとする。	第3 研究の進行状況の報告 (1) 研究責任者は、研究を実施している間は、 <u>毎年度終了後</u> 、研究の進行状況(配偶子及び <u>当該配偶子から作成した</u> ヒト受精胚の取扱状況を含む。)を記載した研究進行状況報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。 (2) 研究機関の長は、(1)の報告書の提出を受けたときは、速やかに、その写しを研究機関の倫理審査委員会並びに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出するものとする。	資料2:47~49ページ
(第4章 研究の体制) (第1 研究機関) (1 研究機関の基準等) (3) 研究機関は、研究に関する資料の提出、調査の 受入れその他文部科学大臣及び厚生労働大臣が必 要と認める措置に協力するものとする。)	(3) 研究機関は、研究に関する資料の提出、調査の 受入れその他文部科学大臣及び厚生労働大臣が必 要と認める措置に協力するものとする。	(3) 研究機関は、研究に関する資料の提出、調査の 受入れその他文部科学大臣及び厚生労働大臣が必 要と認める措置に協力するものとする。	
第4 研究の終了 (1) 研究責任者は、研究を終了したときは、速やかに、その旨及び研究の結果を記載した研究終了報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。 (2) 研究機関の長は、(1)の報告書の提出を受けたと	第4 研究の終了 (1) 研究責任者は、研究を終了したときは、速やかに、その旨及び研究の結果 <u>(ヒト受精胚の廃棄の状況を含む。)</u> を記載した研究終了報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。 (2) 研究機関の長は、(1)の報告書の提出を受けたと	第4 研究の終了 (1) 研究責任者は、研究を終了したときは、速やかに、その旨及び研究の結果 <u>(配偶子及び当該配偶子から作成したヒト受精胚の廃棄の状況を含む。)</u> を記載した研究終了報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。 (2) 研究機関の長は、(1)の報告書の提出を受けたと	資料2:50ページ
きは、速やかに、文部科学大臣及び厚生労働大臣 に <u>その写しを</u> 提出するものとする。	きは、速やかに、 <u>その写しを研究機関の倫理審査</u> <u>委員会並びに</u> 文部科学大臣及び厚生労働大臣に提 出するものとする。	きは、速やかに、 <u>その写しを研究機関の倫理審査委員会並びに</u> 文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出するものとする。	

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
第5 個人情報の保護 (1) 組織の代表者等は、提供者の個人情報の保護に関する措置について、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)(ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)に基づくヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う場合には、同指針)に準じた措置を講じるものとする。 (2) 組織の代表者等は、この指針に基づき配偶子の提供を受ける際に個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護を図るため、当該組織内に個人情報管理者を置くものとする。 (3) 個人情報管理者は、提供を受けた配偶子を研究機関に移送する前(研究機関と提供機関が同一である場合には、提供を受けた配偶子の取扱いが当該機関の研究部門において行われる前)に、匿名化の措置を講じるものとする。	第5 個人情報の保護 (1) 研究機関の長及び提供機関の長は、提供者の個人情報の保護に関する措置について、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)(ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)に基づくヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う場合にあっては、同指針)に準じた措置を講ずるものとする。 (2) 研究機関の長及び提供機関の長は、この指針に基づきヒト受精胚の提供を受ける際に個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護を図るため、当該機関内に個人情報管理者を置くものとする。 (3) 個人情報管理者は、提供を受けたヒト受精胚を研究機関に移送する前(研究機関と提供機関が同一である場合にあっては、提供を受けたヒト受精胚が当該機関の研究部門において取り扱われる前)に、匿名化の措置を講ずるものとする。	第5 個人情報の保護 (1) 研究機関の長及び提供機関の長は、提供者の個人情報の保護に関する措置について、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)(ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)に基づくヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う場合にあっては、同指針)に準じた措置を講ずるものとする。 (2) 研究機関の長及び提供機関の長は、この指針に基づき配偶子の提供を受ける際に個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護を図るため、当該機関内に個人情報管理者を置くものとする。 (3) 個人情報管理者は、提供を受けた配偶子を研究機関に移送する前(研究機関と提供機関が同一である場合にあっては、提供を受けた配偶子が当該機関の研究部門において取り扱われる前)に、匿名化の措置を講ずるものとする。	
	第6 遺伝情報の取扱い 研究機関の長及び提供機関の長は、遺伝情報を取り 扱う場合、遺伝情報を適切に取り扱うため、ヒトゲノ ム・遺伝子解析研究に関する倫理指針に準じた措置を 講ずるものとする。	第6 遺伝情報の取扱い 研究機関の長及び提供機関の長は、遺伝情報を取り 扱う場合、遺伝情報を適切に取り扱うため、ヒトゲノ ム・遺伝子解析研究に関する倫理指針に準じた措置を 講ずるものとする。	資料2:51~53ページ
第6 研究成果の公開 研究機関は、知的財産権及び個人情報の保護等に支 障が生じる場合を除き、研究成果を公開するものとす る。	第7 研究成果の公開等 (1) 研究機関は、知的財産権及び個人情報の保護等に支障が生じる場合を除き、研究の成果を公開するものとする。 (2) 研究を実施する者は、あらゆる機会を利用して研究に関し、情報の提供等普及啓発に努めるものとする。	第7 研究成果の公開等 (1) 研究機関は、知的財産権及び個人情報の保護等に支障が生じる場合を除き、研究の成果を公開するものとする。 (2) 研究を実施する者は、あらゆる機会を利用して研究に関し、情報の提供等普及啓発に努めるものとする。	資料2:54ページ

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第2号) (現行)	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する 倫理指針 (平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号)	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (見直しの方向性)	備考
第6章 雑則 第1 指針不適合の公表 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、研究の実施について、この指針に定める基準に適合していないと認められるものがあったときは、その旨を公表するものとする。	第6章 雑則 第1 指針不適合の公表 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、研究の実施について、この指針に定める基準に適合していないと認められるものがあったときは、その旨を公表するものとする。	第6章 雑則 第1 指針不適合の公表 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、研究の実施について、この指針に定める基準に適合していないと認められるものがあったときは、その旨を公表するものとする。	
第2 見直し この指針は、関連研究の進展、ヒト胚の取扱いに関する社会的情勢の変化等を勘案して、必要に応じ見直 しを行うこととする。	第2 見直し この指針は、関連研究の進展、ヒト <u>受精</u> 胚の取扱い に関する社会的情勢の変化等を勘案して、必要に応じ 見直しを行うこととする。	第2 見直し この指針は、関連研究の進展、ヒト <u>受精</u> 胚の取扱い に関する社会的情勢の変化等を勘案して、必要に応じ 見直しを行うこととする。	